平成２９年（フ）第２０１号
茨城県下妻市筑波島179番地
債務者　吉沢トヨ子
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第２０２号
茨城県常総市水海道森下町4558番地２　東荘Ａ棟102
債務者　中原　芳枝
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第２１４号
茨城県下妻市古沢551番地１　ＪＹマンション１－２号室
債務者　髙野　光枝（旧姓稲葉）
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第８０号
群馬県桐生市本町６丁目398番地　本六ビル２－Ａ
債務者　山田　悠介
1　決定年月日時　平成29年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第３１号
千葉県館山市八幡765番地の２
債務者　戸髙　修一
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２９年（フ）第３３９号
新潟市中央区堀之内南１丁目17番20号　シャトーＷＡＹ305、前住所新潟市東区新石山１丁目１番地13
債務者　野崎　久江
1　決定年月日時　平成29年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３５６号
新潟市中央区堀割町２番27号　ドムス文京町201号
債務者　田中　翔太
1　決定年月日時　平成29年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３６号
石川県七尾市矢田町１号48番地１
債務者　八崎　茂子
1　決定年月日時　平成29年10月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２９年（フ）第３７号
石川県七尾市矢田町１号48番地１
債務者　八崎　泰裕
1　決定年月日時　平成29年10月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２９年（フ）第６０号
山梨県富士吉田市向原２丁目３番５号
債務者　湯本　真弓
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２９年（フ）第５３号
長野県伊那市日影570番地５　カーサセレステ102号室
債務者　宮﨑　紀子（旧姓伊東）
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２９年（フ）第２０１号
三重県津市美里町家所5101番地１、住民票上の住所三重県津市美里町家所5100番地
債務者　橋本　和夫
1　決定年月日時　平成29年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１３７号
滋賀県東近江市山路町367番地３　Ｒａｃｏｎ　Ｄ７　能登川201号室、前住所神戸市西区今寺28番地の３　アステヒル神戸305号
債務者　山本　浩司
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第２３９号
兵庫県伊丹市南町３丁目１番14―101号
債務者　吉岡　莉沙
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第４４１号
兵庫県姫路市五軒邸４丁目110番地１
債務者　三輪こころ
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２０８号
奈良県高市郡高取町大字丹生谷886番地
債務者　南　　秀樹
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係